

交通心理士補から交通心理士への昇格についての細則

交通心理士補が、日本交通心理学会認定「交通心理士」に関する規則の第5条(3)の(i)(ii)(iii)に該当し、日本交通心理学会の専門職として資質があると認められた場合は交通心理士に認定されるが、この他に交通心理士補から交通心理士への昇格の条件として、次の事項を定める。

昇格するためには、交通心理士補の取得後「5年以内」に下記の条件を満たし、昇格認定申請書を提出しなければならない。ただし、本務業務の都合により期間の延長を申し出た場合は、資格認定委員会で延長を認めることがある。

I. 昇格の条件

(1) ステップアップ講習会で開催される必須科目4科目

1. **カウンセリング理論** (対面)
2. **リスニング実習** (対面)
3. **データ解析** (オンデマンド)
4. **論文の書き方** (オンデマンド)

の受講を完了し、受講証明書を取得すること。交通心理士補になる3年前までの受講も含めることができるものとする。

ただし、公認心理師または臨床心理士の資格を有することによって交通心理士補に認定された者に対しては、当該4科目を必須としない。

(2) 日本交通心理学会大会・日本交通心理士会大会・地区別研究会・教習所セミナーのいずれかにおいて、**単独または筆頭発表者として、2件以上の発表**を行う。

ただし、日本交通心理学会大会、日本交通心理士会大会、地区別研究会で発表する場合は、事前に必須科目「**データ解析**」「**論文の書き方**」を受講が完了していなければならない(公認心理師または臨床心理士有資格者はこの限りではない)。

(3) (2)の発表1件は、以下の条件を満たすことをもって代えることができる。

下記の表「交通心理士への昇格条件に関わる大会等とその参加ポイント」に示す大会等の参加ポイントの合計が、「日本交通心理学会大会」および「日本交通心理士大会」への参加(計4ポイント以上)を含む**6ポイント以上を取得する**。

(注意事項)

- ① (1)の必須科目4科目はポイントに含めることができない。
- ② 参加ポイントについては、交通心理士補になる3年前までのポイントを含めることができる。
- ③ 単独または筆頭発表者として発表した大会への参加は、発表1件としてのみ数え、参加ポイントとして加えることができない。
- ④ 年間開催日数は、年により多少変動することがある。

- ⑤ 開催日は HP、配信メールを確認すること。
- ⑥ 日本交通心理学会大会、日本交通心理士会大会の参加ポイントについては、どちらか一方の大会を2回参加（計4ポイント）でも良いものとする。
- ⑦ 下表以外の研究会・講習会・セミナー等でも、参加ポイントを認定する場合がある。その場合は、各行事の開催案内等で周知する。

表 交通心理士への昇格条件に関わる大会等とその参加ポイント

大会等	参加ポイント	年間開催回数	必要ポイント
日本交通心理学会大会	2ポイント	1回（2日間）	4ポイント 以上
日本交通心理士会大会	2ポイント	1回（2日間）	
地区別研究会	1地区1ポイント 同じ年に複数の地区の地区別研究会に参加した場合は、それぞれ参加ポイントとして加えることができる。	3回 （1地区1回： 1～2日間）	合わせて 2ポイント 以上
ステップアップ講習会	対面講習1日1ポイント（参加日数分加算）もしくはオンデマンド講習受講証明書発行申請により付与されたポイント	対面は2回程度	
ステップアップ講習会 コーチングセミナー ビギナーズコース	理論編（オンデマンド）0.5ポイント 実践編（オンライン）0.5ポイント	実践編については1回（半日）	
コーチングセミナー アドバンストコース	対面講習1日1ポイント	不定期開催 （1～2日間）	
教習所セミナー	1ポイント	1回（1日）	
交通カウンセラー養成 講座	1日1ポイント（参加日数分加算）	2回程度 （4日間）	

II. 本細則の改正

本細則の改正は、本学会資格認定委員会の議を経て、本学会運営委員会で行う。

平成21年 6月13日 改正
 平成24年11月10日 改正
 平成25年 3月16日 改正
 平成25年11月 9日 改正
 平成26年 6月 7日 改正
 平成27年 3月28日 改正
 平成27年 6月 6日 改正

平成29年11月 4日 改正
平成30年10月27日 改正
令和 元年 7月 6日 改正
令和 2年10月17日 改正
令和 3年 3月20日 改正
令和 5年 4月 15日 改正
令和 5年 8月 5日 改正
令和 8年 3月 28日改正・施行